

新幹事はこれを最初に全会員宅に配布して下さい!

令和5年5月

①

## 会員全世帯に1枚配布

新子安南部町内会  
会長 森田 岩男  
会計長 宮腰 善一

### 件名:令和5年度町会費集金について

新子安南部町内会の皆様、日頃は町内会活動へご協力頂き厚くお礼申し上げます。

昨年度まで3年間コロナウィルスのために町会費を-44%減額してきましたが、すでに回覧で告知の通り、今年度より4年前の水準に戻します。世帯で3,600(300円×12ヶ月)円、単身で1,800(150円×12ヶ月)円です。

この3年間の減額により、(3,600⇒2,000円に減額)1,600円×3=4,800円、(1,800⇒1,000円に減額)800円×3=2,400円をそれぞれの世帯で節約できており、会費1年分以上の効果が皆様に反映されています。

この間新しい新子安南部町内会が完成し、これのための融資返済がスタートし、また旧会館は引き続き倉庫として運用する事おなりますので、費用もかさみますので、正規の会費に戻すことをご理解ください。

各組幹事ならびに会員皆様にはお手数をお掛けいたしまして誠に恐縮ですが、本年度の町会費の集金は例年通り各組幹事を通して行いますのでの皆様のご協力をお願い申し上げます。

#### ① 令和5年度町会費金額

一世帯当り 年額:3,600円(月額:300円)

単身者世帯当り 年額:1,800円(月額:150円)

会費は年額となっています。会費は各組の幹事さんに渡してください。

#### ② 各世帯からの集金

各幹事が会員皆様の家庭に会費の集金に伺います。事前に「町会費の集金お願い」が各幹事より配布されるかもしれませんが、幹事に都合の良い日時を知らせて下さい。幹事が集金をする時に集金帳簿を見せますのでその場で幹事が該当者欄に捺印ので(日頃面識がある場合は、幹事宅に会費を持参しても構いません)金額を必ず確認ください。領収書が必要な方には、幹事にお申し出ください。(想定される組にはあらかじめ領収書を渡しています。)

#### ③ 集金した会費の回収方法と期限

今年も昨年に続き集金した会費は特定の日には回収するのではなく、各組の幹事が新子安郵便局(セブンイレブンそばの郵便局です)に持って行く事になります。幹事が集めた会費を提出する期限は6月23日(金曜日)としますので、各会員においては、期限に間に合うようにあらかじめ早く幹事に支払っていただければと思います。期限厳守していただきたいのは、横浜市への補助金申請(期限があります)の基礎データとなるからです。

以上